

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務局で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第 2 5 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 7 年 7 月 22 日

佐 呂 間 町 農 業 委 員 会

議 事 録 署 名 委 員	6	千 葉 義 則	委 員
	7	荒 田 由 紀 野	委 員

第 25 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催年月日 令和 7 年 7 月 22 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2. 開催場所 佐呂間町町民センター 1 階第 1 研修室

3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 大澤 好幸
 4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会事務局長 海辺 雅裕
 佐呂間町農業委員会事務局次長 本田 利明
 佐呂間町農業委員会農地係 藤田 真紗美

5. 出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
		10	山田 裕之
3	青野 誠		
4	山口 浩之		
		13	橋本 聡
6	千葉 義則	14	渡部 洋
7	荒田由紀野		
		16	大澤 好幸

6. 欠席委員

番号	氏 名	番号	氏 名
1	青野 英一郎	9	平川 智司
2	十亀 正	11	齊藤 浩明
5	田村 通啓	12	田中 裕二
8	山越 透	15	和泉 茂樹

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

議 案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による
 農用地利用集積等促進計画案の決定について
 議 案第 2 号 現況証明願について
 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

事 務 局 長	只今から、第 25 回農業委員会を開催いたします。
議 長	出席委員は、16 名中 8 名で、総会は成立しております。
	議事録署名委員の指名を行います。
	署名委員は、6 番千葉委員さん、7 番荒田委員さんを指名いたします。
	それでは、議事に入りたいと思います。
事 務 局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。
	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が仁倉 369 番 2、現況地目、畑で、面積 29,257 m ² 、届出者 旭川市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が平成 21 年 4 月 2 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	番号 2 土地の所在が富武士 96 番 6、現況地目、畑で、面積 661 m ² 、届出者 富武士 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 3 月 29 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は無です。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
	何か質問等、ありませんでしょうか。
各 委 員	質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
議 長	——— 異議なし ——— 報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
議 長	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。
	番号 1 土地の所在が若里 430 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 55,520 m ² 、契約期間は平成 13 年 2 月 28 日から平成 23 年 11 月 30 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 6 年 5 月 20 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	番号 2 土地の所在が知来 647 番 1 外 14 筆、現況地目、畑が 60,895.92 m ² 、採草放牧地が 21,258 m ² で合計面積 82,153.92 m ² 、契約期間は平成 20 年 4 月 25 日から平成 30 年 4 月 24 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 6 年 11 月 6 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	番号 3 土地の所在が中園 106 番 1、現況地目が畑で面積 16,428 m ² 、契約期間は平成 27 年 1 月 28 日から令和 7 年 1 月 31 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 1 月 6 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借

		人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 4 土地の所在が若里 270 番 2 外 5 筆、現況地目が畑で合計面積 17,727 ㎡、契約期間は平成 19 年 4 月 27 日から平成 29 年 4 月 26 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 7 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 番号 5 土地の所在が若里 459 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 52,235 ㎡、契約期間は平成 19 年 4 月 27 日から平成 29 年 4 月 26 日まで、合意解約の成立の日、引き渡しの日が令和 7 年 3 月 7 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。 以上です。
議 長	大 澤 委 員	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
		何か質問等、ありませんでしょうか。
事 務 局		議 長 何かに質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。 議 各 委 員 ——— 異 議 な し ——— 議 長 報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
議 長		次に、議案の審議に入ります。
		議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 1 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第 18 条第 1 項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合は即日公告できることとします。 番号 1. 2. 3. 札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。 利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 429 番 1、現況地目が畑で面積 14,476 ㎡です。もう一人が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里 430 番 1 外 4 筆、現況地目が畑で合計面積 55,520 ㎡です。2 件の土地面積合計が畑で 69,996 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 209,000 円、10 ㎡当たり 3,000 円で、●●●●さんの土地は初回のあっせん。●●●●さんの土地は前回、3,200 円でし

た。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（1 ページ）の土地です。
赤枠が●●●●さんの土地、黄色枠が●●●●さんの土地です。
申請地につきましては、町道若里 8 号道路沿いの土地となります。

番号 4. 5.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。
利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が栃木 ●●●●さん。土地の所在が栃木 639 番 3A 外 2 筆、現況地目が畑で合計面積 17,016 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 50,000 円、10 ㎡当たり 2,900 円で、新規のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 18 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（2 ページ）の土地です。
申請地につきましては、町道栃木 23 線道路から南へ 130 ㎡ほどの土地となります。

番号 6. 7.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。
利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が別海町 ●●●●さん。土地の所在が知来 647 番 1 外 12 筆、現況地目、畑が 60,025.92 m²、採草放牧地が 7,226 m²で合計面積 67,251.92 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 300,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前は 4,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 6 年 11 月 6 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（3 ページ）の土地です。
申請地につきましては、道道知来東線沿い、●●●●宅周辺の土地となります。

番号 8. 9.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。
利用権の設定等を受ける者が、若佐 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が北見市 ●●●●さん。土地の所在が中園 106 番 1、現況地目が畑で面積 16,428 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 82,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前は 5,500 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 16 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）赤枠の土地です。
申請地につきましては、町道中園啓生 10 線道路から南東へ 200 ㎡ほどの土地となります。

番号 10. 11.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。
利用権の設定等を受ける者が、栃木 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が中園 ●●●●さん。土地の所在が中園 75 番 1、現況地目が畑で面積 16,846 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 84,000 円、10 ㎡当たり 5,000 円で、前は 5,000 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 17 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（4 ページ）黄色枠の土地です。
申請地につきましては、国道 333 号と町道中園武士 12 線道路交差点沿いの土地となります。

番号 12. 13.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。

利用権の設定等を受ける者が、仁倉 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 314 番外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 6,507 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 23,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 30 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道仁倉市街道路沿いの土地となります。

番号 12. 14.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。

利用権の設定等を受ける者が、西富 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が仁倉 446 番 1、現況地目が畑で面積 8,031 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 28,000 円、10 ㍻当たり 3,500 円で、初回のあっせんです。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 30 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（5 ページ）黄色枠の土地です。

申請地につきましては、道道仁倉端野線沿いの土地となります。

番号 15. 16.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。

利用権の設定等を受ける者が、富武士 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 270 番 2 外 3 筆、現況地目が畑で合計面積 3,980 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 10,000 円、10 ㍻当たり 2,500 円で、前回は 3,100 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（6 ページ）の土地です。

申請地につきましては、町道若里北幹線道路沿い、若里西 2 線道路付近の土地となります。

番号 15. 17.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 508 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 13,747 m²です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 41,000 円、10 ㍻当たり 3,000 円で、前回は 2,400 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）の赤枠の土地です。

申請地につきましては、町道若里 9 号道路沿いの土地となります。

番号 15. 18.

札幌市 公益財団法人北海道農業公社を通しての賃貸となります。

利用権の設定等を受ける者が、若里 ●●●●さん、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●さん。土地の所在が若里 459 番 1 外 1 筆、現況地目が畑で合計

		面積 52,235 ㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和 7 年 7 月 31 日から 10 年間、賃貸料は年額 120,000 円、10 ㎡当たり 2,300 円で、前回は 2,300 円でした。あっせん会につきましては、令和 7 年 3 月 11 日から 1 回実施しております。図面で説明いたしますと（7 ページ）黄色枠の土地です。 申請地につきましては、町道若里東 8 号 1 線道路付近の土地となります。 以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
大 澤 委 員		何か質問等、ありませんでしょうか。
事 務 局		番号 15. 16. 富武士 ●●●●が賃貸した土地ですが、●●●●さんの土地が飛び地になっていますが、●●●●さんの土地以外は河川敷地ですか。
大 澤 委 員		そうです。河川敷地です。
事 務 局		河川敷地の手続きについて。
議 長		河川敷地の所有が北海道の場合、土地を使用する方とオホーツク総合振興局網走建設管理部（旧オホーツク総合振興局網走土木現業所）との相談が必要です。
事 務 局		河川敷地の場合、農業委員会は経由しないのですか。聞いたことがない。
議 長		北海道所有の河川敷地の場合、本人から農業委員会を経由して北海道に進達しています。
委 員		ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議 長		——— 異議なし ———
議 長		議案第 1 号は原案どおり決定いたします
議 長		議案第 2 号 現況証明願について
事 務 局		このことについて、事務局の説明を求めます。
議 長		議案第 2 号 現況証明願について
事 務 局		下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。
議 長		番号 1.
大 澤 委 員		土地の所在が若里 567 番 5 外 2 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 6,595 ㎡、所有者 ●●●●さん、願出人 若里 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。
事 務 局		図面で説明いたしますと、（8 ページ）の土地です。申請地は、町道若里東 1.2 線道路付近、●●●●宅から北西へ 200 ㎡の土地と●●●●宅から北東へ 250 ㎡の土地となります。
議 長		以上です。
議 長		事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。
大 澤 委 員		何か質問等、ありませんでしょうか。
事 務 局		●●●●さんは、まだ農地はありますか。
議 長		●●●●さんの農地は、まだあります。
各 委 員		ほかに質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議 長		——— 異議なし ———
議 長		議案第 2 号は原案どおり決定いたします
議 長		その他
議 長		各委員さんの方から何かありませんか。

各 委 員
議 長

———ありません———
なければ第 25 回農業委員会総会を終ります。

